

○総務省令第六十号

地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百三十二号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月二十四日

総務大臣 松本 剛明

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正後	改正前
<p>(附属申告書等) 第二条の二 [略] 〔2〕6 略〕</p> <p>7 前項の国外扶養親族証明書類とは、次に掲げる書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）をいう。 〔一 略〕</p> <p>二 その年において申告者から控除対象外国扶養親族の生活費又は教育費に充てるための支払が、必要の都度、行われたことを明らかにする書類で次に掲げるもの 〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ 所得税法施行規則第四十七条の二第六項第三号に規定する電子決済手段等取引業者（以下このハ及び次項第二号ハにおいて「電子決済手段等取引業者」という。）の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が当該申告者の依頼に基づいて行う同条第六項第三号に規定する電子決済手段（以下このハ及び次項第二号ハにおいて「電子決済手段」という。）の移転により当該申告者から当該控除対象外国扶養親族に支払をしたことを明らかにするもの（同条第六項第三号に規定するみなし電子決済手段等取引業者（以下このハ及び次項第二号ハにおいて「みなし電子決済手段等取引業者」という。）の書類又はその写しにあつては、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るものに限る。）</p> <p>8 第六項の国外配偶者証明書類とは、次に掲げる書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）をいう。 〔一 略〕</p> <p>二 その年において申告者から控除対象外国同一生計配偶者の生活費又は教育費に充てるための支払が、必要の都度、行われたことを明らかにする書類で次に掲げるもの 〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ 電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が当該申告者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転により当該申告者から当該控除対象外国同一生計配偶者に支払をしたことを明らかにするもの（みなし電子決済手段等取引業者の書類又はその写しにあつては、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るものに限る。）</p> <p>(政令第五十六条の八十九第四項第二号に規定する総務省令で定める場合) 第二十四条の三十の五 政令第五十六条の八十九第四項第二号に規定する総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の納税義務者が、市町村長に対し、同項第一号に規定する所得割額及び被保険者均等割額の減額の実施に必要な事項を届け出た場合</p>	<p>(附属申告書等) 第二条の二 [略] 〔2〕6 略〕</p> <p>7 前項の国外扶養親族証明書類とは、次に掲げる書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）をいう。 〔一 略〕</p> <p>二 その年において申告者から控除対象外国扶養親族の生活費又は教育費に充てるための支払が、必要の都度、行われたことを明らかにする書類で次に掲げるもの 〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ 所得税法施行規則第四十七条の二第六項第三号に規定する電子決済手段等取引業者（以下このハ及び次項第二号ハにおいて「電子決済手段等取引業者」という。）の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が当該申告者の依頼に基づいて行う同条第六項第三号に規定する電子決済手段（以下このハ及び次項第二号ハにおいて「電子決済手段」という。）の移転により当該申告者から当該控除対象外国扶養親族に支払をしたことを明らかにするもの（同条第六項第三号に規定するみなし電子決済手段等取引業者（以下このハ及び次項第二号ハにおいて「みなし電子決済手段等取引業者」という。）の書類又はその写しにあつては、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るものに限る。）</p> <p>8 第六項の国外配偶者証明書類とは、次に掲げる書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）をいう。 〔一 略〕</p> <p>二 その年において申告者から控除対象外国同一生計配偶者の生活費又は教育費に充てるための支払が、必要の都度、行われたことを明らかにする書類で次に掲げるもの 〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ 電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が当該申告者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転により当該申告者から当該控除対象外国同一生計配偶者に支払をしたことを明らかにするもの（みなし電子決済手段等取引業者の書類又はその写しにあつては、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るものに限る。）</p> <p>(政令第五十六条の八十九第四項第二号に規定する総務省令で定める場合) 第二十四条の三十の五 政令第五十六条の八十九第四項第二号に規定する総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の納税義務者が、市町村長に対し、同項第一号に規定する所得割額及び被保険者均等割額の減額の実施に必要な事項を届け出た場合</p>	<p>(附属申告書等) 第二条の二 [同上] 〔2〕6 同上〕</p> <p>7 [同上] 〔一 同上〕 二 [同上] 〔イ・ロ 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>(政令第五十六条の八十九第四項第二号に規定する総務省令で定める場合) 第二十四条の三十の五 政令第五十六条の八十九第四項第二号に規定する総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の納税義務者が、市町村長に対し、同項第一号に規定する所得割額及び被保険者均等割額の減額の実施に必要な事項を届け出た場合</p>	<p>8 [同上] 〔一 同上〕 二 [同上] 〔イ・ロ 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>

二 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の納税義務者による前号の届出が行われていない場合であつて、市町村長が、当該減額の実施に必要な事項を確認することができた場合

(特定徴収金に係る納付書等の様式)

第三十八条 納税義務者又は特別徴収義務者は、次の表の上欄に掲げる地方税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。)を第二十四条の四十三第一項第二号に規定する方法により納付し、又は納入する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる様式を添えて納付し、又は納入するものとする。

一 給与所得に係る個人の道府県民税、個人の市町村民税及び森林環境税(特別徴収の方法により納入するものに限る。)

〔略〕

第五号の四様式(第二条関係)

〔様式別紙二 挿入〕

第五号の四様式別表(第二条関係)

〔様式別紙四 挿入〕

第五号の十五様式(用紙縦百七十八ミリメートル横二百五十五ミリメートル)(第二条の六関係)

〔様式別紙六 挿入〕

第五号の十五の二様式(用紙縦百七十八ミリメートル横二百五十五ミリメートル)(第三十八条関係)

〔様式別紙八 挿入〕

第六号様式(提出用)(用紙日本産業規格A4・セピア色)(第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式略〕

第六号様式(入力用)(用紙日本産業規格A4・セピア色)(第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式略〕

第6号様式記載要領

〔1 略〕

2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所(外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付すること。

〔3～14 略〕

15 事業税の「㊸のうち見込納付額㊸」の欄は、法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及

(特定徴収金に係る納付書等の様式)

第三十八条 納税義務者又は特別徴収義務者は、次の表の上欄に掲げる地方税に係る地方団体の徴収金を第二十四条の四十三第一項第二号に規定する方法により納付し、又は納入する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる様式を添えて納付し、又は納入するものとする。

一 給与所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税(特別徴収の方法により納入するものに限る。)

〔同上〕

第五号の四様式表面(第二条関係)

〔様式別紙一 挿入〕

第五号の四様式別表(第二条関係)

〔様式別紙三 挿入〕

第五号の十五様式(用紙縦百七十八ミリメートル横二百五十五ミリメートル)(第二条の六関係)

〔様式別紙五 挿入〕

第五号の十五の二様式(用紙縦百七十八ミリメートル横二百五十五ミリメートル)(第三十八条関係)

〔様式別紙七 挿入〕

第六号様式(提出用)(用紙日本産業規格A4・セピア色)(第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式 同上〕

第六号様式(入力用)(用紙日本産業規格A4・セピア色)(第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式 同上〕

第6号様式記載要領

〔1 同左〕

2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所(外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付すること。

〔3～14 同左〕

15 事業税の「㊸のうち見込納付額㊸」の欄は、法第72条の25第3項若しくは第5項(法第72

び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)若しくは第5項(法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。)又は令和2年旧法第72条の25第5項(令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

[16～24 略]

第6号様式(その2) 記載要領
第6号様式(その2) 記載要領

[1 略]

2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付すること。

[3～14 略]

15 事業税の「㊦のうち見込納付額㊦」の欄は、法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)若しくは第5項(法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。)又は令和2年旧法第72条の25第5項(令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

[16～24 略]

第6号様式(その3) 記載要領
第6号様式(その3) 記載要領

[1 略]

2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付すること。

[3～16 略]

17 事業税の「㊦のうち見込納付額㊦」の欄は、法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)若しくは第5項(法第72条の28第2項

及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)又は令和2年旧法第72条の25第5項(令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

[16～24 同左]

第6号様式(その2) 記載要領
第6号様式(その2) 記載要領

[1 同左]

2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付すること。

[3～14 同左]

15 事業税の「㊦のうち見込納付額㊦」の欄は、法第72条の25第3項若しくは第5項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)又は令和2年旧法第72条の25第5項(令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

[16～24 同左]

第6号様式(その3) 記載要領
第6号様式(その3) 記載要領

[1 同左]

2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付すること。

[3～16 同左]

17 事業税の「㊦のうち見込納付額㊦」の欄は、法第72条の25第3項若しくは第5項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)又は令

並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。)又は令和2年旧法第72条の25第5項(令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

[18～25 略]

第6号様式別表1記載要領

第6号様式別表1(銀田田) (田銀日本産業銀控△4・ヤムト田) (銀三条・第十条S11隠送)

第6号様式別表1(入力用) (用銀日本産業銀控△4・ヤムト田) (銀三条・第十条S11隠送)

[様式 隠]

第6号様式別表1記載要領

1 この計算書は、通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人(法第53条第3項(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。))附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。))、第8項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。))の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。)が記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。

[2～4 略]

5 「通算対象欠損金額④」の欄は、当該事業年度において生じた通算対象欠損金額(法第53条第11項に規定する通算対象欠損金額をいう。)がある場合に、法人税の明細書(別表7の2)の「通算対象欠損金額(5)」の欄の金額を記載すること。

[6～8 略]

9 「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上限に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」又は法人税の明細書(別表6(9)付表)の(37)若しくは(42)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等(政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。))に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(10)付表)の(30)又は(35)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(14)付表2)の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には法人税の申告書(別表1)の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」又は法人税の明細書(別表6(9)付表)の(37)若しくは(42)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の4第4項に規定する中小企業者等(政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。))に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(10)付表)の(30)又は(35)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人

和2年旧法第72条の25第5項(令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

[18～25 同左]

第6号様式別表1(銀田田) (田銀日本産業銀控△4・ヤムト田) (銀三条・第十条S11隠送)

第6号様式別表1(入力用) (用銀日本産業銀控△4・ヤムト田) (銀三条・第十条S11隠送)

第6号様式別表1(入力用) (用銀日本産業銀控△4・ヤムト田) (銀三条・第十条S11隠送)

[様式 隠]

第6号様式別表1記載要領

1 この計算書は、通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人(法第53条第3項(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。))附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。))、第8項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。)が記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。

[2～4 同左]

5 「通算対象欠損金額④」の欄は、当該事業年度において生じた通算対象欠損金額(法第53条第11項に規定する通算対象欠損金額をいう。)がある場合に、法人税の明細書(別表7の3)の「通算対象欠損金額(5)」の欄の金額を記載すること。

[6～8 同左]

9 「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上限に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」又は法人税の明細書(別表6(9)付表)の(31)若しくは(36)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等(政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。))に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(10)付表)の(30)又は(35)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(14)付表)の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には法人税の申告書(別表1)の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」又は法人税の明細書(別表6(9)付表)の(31)若しくは(36)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の4第4項に規定する中小企業者等(政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。))に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(10)付表)の(30)又は(35)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人

税の明細書(別表6(14)付表2)の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)・使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

[10 略]

11 「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑩」の欄は、法第53条第3項、第8項、第13項又は第19項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

12 「控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額⑫」の欄は、法第53条第23項又は第26項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の5の「当期控除額④」の「計」及び第6号様式別表2の6の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

第六号様式別表1(提出用)(用紙日本産業規格A4・ヤマト用)(銀三糸・銀十糸S11(隠送))

[様式 送]

第六号様式別表1(入力用)(用紙日本産業規格A4・ヤマト用)(銀三糸・銀十糸S11(隠送))

[様式 送]

第6号様式別表1の2記載要領

[1~3 略]

4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1の2)の「法人税額計(6)」及び「法人税額計(26)」の欄の金額(これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

第六号様式別表1(入力用)(用紙日本産業規格A4・ヤマト用)(銀三糸・銀十糸S11(隠送))

[様式 送]

第6号様式別表2の3記載要領

[1 略]

2 「通算対象所得金額①」の欄は、通算対象所得金額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書(別表7の2)の「通算対象所得金額(11)」の欄の金額を記載すること。

[3~5 略]

の明細書(別表6(14)付表)の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)・使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

[10 同左]

11 「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑩」の欄は、法第53条第3項(令和2年改正法附則第5条第4項又は第5項において適用する場合を含む。)、第8項、第13項又は第19項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

12 「控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額⑫」の欄は、法第53条第23項又は第26項(令和2年改正法附則第5条第6項において適用する場合を含む。))の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の5の「当期控除額④」の「計」及び第6号様式別表2の6の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

第六号様式別表1(提出用)(用紙日本産業規格A4・ヤマト用)(銀三糸・銀十糸S11(隠送))

[様式 同左]

第六号様式別表1(入力用)(用紙日本産業規格A4・ヤマト用)(銀三糸・銀十糸S11(隠送))

[様式 同左]

第6号様式別表1の2記載要領

[1~3 同左]

4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1の3)の「法人税額計(6)」及び「法人税額計(29)」の欄の金額(これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

第六号様式別表1(入力用)(用紙日本産業規格A4・ヤマト用)(銀三糸・銀十糸S11(隠送))

[様式 同左]

第6号様式別表2の3記載要領

[1 同左]

2 「通算対象所得金額①」の欄は、通算対象所得金額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書(別表7の3)の「通算対象所得金額(11)」の欄の金額を記載すること。

[3~5 同左]

第六号様式別表五の二(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式別紙十 挿入〕

第六号様式別表五の二(入力用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式別紙十一 挿入〕

第六号様式別表五の二記載要領

[1~6 略]

7 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑳」から「計㉑」までの各欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉒」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第1号に掲げる事業(非課税事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉓」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第3号に掲げる事業(以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数㉔」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所のうち同項第4号に掲げる事業(以下この記載要領において「特定ガス供給業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「計㉑」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を合計した数を記載すること。

[(1)~(4) 略]

第六号様式別表五の二(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式別紙十一 挿入〕

第六号様式別表五の二(入力用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式別紙十四 挿入〕

第六号様式別表五の二の3記載要領

1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22

第六号様式別表五の二(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式別紙九 挿入〕

第六号様式別表五の二(入力用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式別紙十一 挿入〕

第六号様式別表五の二記載要領

[1~6 同左]

7 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑳」から「計㉑」までの各欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉒」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第1号に掲げる事業(非課税事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉓」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第3号に掲げる事業(以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数㉔」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所のうち同項第4号に掲げる事業(以下この記載要領において「特定ガス供給業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「計㉑」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を合計した数を記載すること。

[(1)~(4) 同左]

第六号様式別表五の二(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式別紙十一 挿入〕

第六号様式別表五の二(入力用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式別紙十三 挿入〕

第六号様式別表五の二の3記載要領

1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22

、法附則第9条第1項、第4項から第7項まで、第17項若しくは第23項、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の21第1項第1号から第3号まで、令和2年旧法附則第9条第1項若しくは第7項又は政令第20条の2の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

【2～6 略】

7 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等に属する者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等以外の事業（法第72条の2第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において「その他の事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

【(1)～(3) 略】

【8～10 略】

様式別表9記載要領

様式別表9（田経日本種業規整△4）（銀五条盟送）

【様式 略】

第6号様式別表9記載要領

【1～5 略】

6 「損算入限度額②」の欄は、中小法人等事業年度（法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3の規定による読替え後の法人税法第57条第11項各号又は令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第57条第11項各号若しくは第58条第6項各号に掲げる法人の法人税法第57条第11項各号又は令和2年旧法人税法第57条第11項各号若しくは第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。）に該当しない事業年度に

、法附則第9条第1項、第4項から第7項まで若しくは第17項、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の21第1項第1号から第3号まで、令和2年旧法附則第9条第1項若しくは第7項又は政令第20条の2の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

【2～6 同左】

7 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑩」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等に属する者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等以外の事業（法第72条の2第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において「その他の事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

【(1)～(3) 同左】

【8～10 同左】

様式別表9記載要領

様式別表9（田経日本種業規整△4）（銀五条盟送）

【様式 同左】

第6号様式別表9記載要領

【1～5 同左】

6 「損算入限度額②」の欄は、中小法人等事業年度（法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3の規定による読替え後の法人税法第57条第11項各号又は令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第57条第11項各号若しくは第58条第6項各号に掲げる法人の法人税法第57条第11項各号又は令和2年旧法人税法第57条第11項各号若しくは第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。）に該当しない事業年度に

※ 様式別表

あつては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあつては「50又は」を抹消すること。

- (1) 租税特別措置法第66条の11の4第2項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和5年旧措置法1」という。）第66条の11の5第2項の規定の適用を受ける銀行等保有株式取得機構
〔(2)～(5) 略〕

〔7 略〕

- 8 当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）による改正前の政令第20条の3の規定による読替え後の令和5年旧措置法第66条の11の4第1項又は令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の令和2年旧措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける事業年度である場合における「当期控除額④（当該事業年度の③と②ー当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額）」の欄の記載に当たつては、次によること。

〔(1) 略〕

- (2) 令和5年旧措置法第66条の11の4第1項第1号又は令和2年旧措置法第66条の11の4第1項第1号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに第6号様式別表9の2の②の欄の金額を含めて記載すること。

第六号様式別表9の2記載要領

〔様式 塗〕

- 第6号様式別表9の2記載要領
1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）による改正前の政令第20条の3の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の4第1項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出すること。

〔2～4 略〕

- 5 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年財務省令第19号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第22条の12の2第2項に規定する適合証明書の写しを添付すること。

第七号様式（田塚日本国業察査△△）（第三三条・第十一条S11隠送）

あつては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあつては「50又は」を抹消すること。

- (1) 租税特別措置法第66条の11の5第2項の規定の適用を受ける銀行等保有株式取得機構

〔(2)～(5) 同左〕

〔7 同左〕

- 8 当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3の規定による読替え後の租税特別措置法第66条の11の4第1項又は令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の令和2年旧措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける事業年度である場合における「当期控除額④（当該事業年度の③と②ー当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額）」の欄の記載に当たつては、次によること。

〔(1) 同左〕

- (2) 租税特別措置法第66条の11の4第1項第1号又は令和2年旧措置法第66条の11の4第1項第1号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに第6号様式別表9の2の②の欄の金額を含めて記載すること。

第六号様式別表9の2記載要領

〔様式 画△〕

- 第6号様式別表9の2記載要領
1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3の規定による読替え後の租税特別措置法第66条の11の4第1項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法1」という。）第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出すること。

〔2～4 同左〕

- 5 租税特別措置法施行規則第22条の12の2第2項に規定する適合証明書の写しを添付すること。

第七号様式（田塚日本国業察査△△）（第三三条・第十一条S11隠送）

<p>〔様式 略〕</p> <p>第七号様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>第七号様式記載要領</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>3 （その1）の記載に当たっては、次によること。</p> <p>〔1〕・〔2〕 略]</p> <p>(3) 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6））の(3)又は法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年財務省令第34号）による改正前の法人税の明細書（別表17（3の6））（以下この記載要領において「令和5年旧法人税の明細書（別表17（3の6））」という。）の(11)の各欄の金額を記載すること。</p> <p>〔4〕・〔5〕 略]</p> <p>4 （その2）の記載に当たっては、次によること。</p> <p>〔1〕・〔2〕 略]</p> <p>(3) 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6））の(3)又は令和5年旧法人税の明細書（別表17（3の6））の(11)の各欄の金額を記載すること。</p> <p>〔4〕～〔6〕 略]</p> <p>〔5 略]</p> <p>第七号S11様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条S11関係）</p> <p>〔様式 略]</p> <p>第七号S11様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条S11関係）</p> <p>〔様式 略]</p> <p>第七号の2様式記載要領</p> <p>〔1・2 略]</p> <p>3 （その1）の記載に当たっては、次によること。</p> <p>〔1〕 略]</p> <p>(2) 「道府県民税の控除限度額⑩」の欄は、政令第9条の7第6項本文又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6（2））の(17)、法人税の明細書（別表6の2（2）付表）の(13)又は法人税の明細書（別表6の2）の(11)）に法第51条第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。</p> <p>また、政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。</p> <p>〔3〕～〔6〕 略]</p> <p>4 （その2）の記載に当たっては、次によること。</p> <p>〔1〕 略]</p>

<p>〔様式 同17〕</p> <p>第七号様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）</p> <p>〔様式 同17〕</p> <p>第七号様式記載要領</p> <p>〔1・2 同左]</p> <p>3 （その1）の記載に当たっては、次によること。</p> <p>〔1〕・〔2〕 同左]</p> <p>(3) 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6））の(3)又は(11)の欄の金額を記載すること。</p> <p>〔4〕・〔5〕 同左]</p> <p>4 （その2）の記載に当たっては、次によること。</p> <p>〔1〕・〔2〕 同左]</p> <p>(3) 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6））の(3)又は(11)の欄の金額を記載すること。</p> <p>〔4〕～〔6〕 同左]</p> <p>〔5 同左]</p> <p>第七号S11様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条S11関係）</p> <p>〔様式 同17〕</p> <p>第七号S11様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条S11関係）</p> <p>〔様式 同17〕</p> <p>第七号の2様式記載要領</p> <p>〔1・2 同左]</p> <p>3 （その1）の記載に当たっては、次によること。</p> <p>〔1〕 同左]</p> <p>(2) 「道府県民税の控除限度額⑩」の欄は、政令第9条の7第6項本文又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6（2））の(18)、法人税の明細書（別表6の2（2）付表）の(13)又は法人税の明細書（別表6の3）の(11)）に法第51条第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。</p> <p>また、政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。</p> <p>〔3〕～〔6〕 同左]</p> <p>4 （その2）の記載に当たっては、次によること。</p> <p>〔1〕 同左]</p>
--

(2) 「道府県民税の控除限度額⑨」の欄は、政令第9条の7第6項本文又は令和2年旧政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(17)、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表6の2）の(11)）に法第51条第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(3) 「市町村民税の控除限度額⑩」の欄は、政令第48条の13第7項本文又は令和2年旧政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(17)、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表6の2）の(11)）に法第314条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

〔4〕～〔8〕 略]

第七号の2様式別表3(田根日本産業規格△4) (第三條・第十條(一)関係)

〔様式 略〕

第七号の2様式別表3記載要領

〔1～3 略〕

4 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

〔5・6 略〕

7 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)の2）の「当期の控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額又は法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年財務省令第34号）による改正前の法人税の明細書（別表6(2)の2）の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。

〔8 略〕

第七号の2様式別表4(用紙日本産業規格△4) (第三條・第十條(一)関係)

〔様式 略〕

第七号の2様式別表4記載要領

〔1～3 略〕

(2) 「道府県民税の控除限度額⑨」の欄は、政令第9条の7第6項本文又は令和2年旧政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(18)、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表6の3）の(11)）に法第51条第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(3) 「市町村民税の控除限度額⑩」の欄は、政令第48条の13第7項本文又は令和2年旧政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(18)、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表6の3）の(11)）に法第314条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

〔4〕～〔8〕 同左]

第七号の2様式別表3(田根日本産業規格△4) (第三條・第十條(一)関係)

〔様式 同左〕

第七号の2様式別表3記載要領

〔1～3 同左〕

4 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

〔5・6 同左〕

7 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)の2）の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。

〔8 同左〕

第七号の2様式別表4(用紙日本産業規格△4) (第三條・第十條(一)関係)

〔様式 同左〕

第七号の2様式別表4記載要領

〔1～3 同左〕

- 4 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

〔5 略〕

- 6 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額又は法人税法施行規則の一部を改正する省令(令和5年財務省令第34号)による改正前の法人税の明細書(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。

第七号の二様式別表五(用紙日本産業規格A4)(第三条・第十条の二四三)

〔様式 四〕

第七号の二様式別表五(用紙日本産業規格A4)(第三条・第十条の二四三)

〔様式 四〕

第七号の二様式別表5記載要領

〔1・2 略〕

- 3 (その1)の記載に当たっては、次によること。

〔(1)・(2) 略〕

- (3) 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

〔(4) 略〕

- 4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

〔(1)・(2) 略〕

- (3) 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

〔(4) 略〕

第七号の二様式別表六(用紙日本産業規格A4)(第三条・第十条の二四三)

〔様式 四〕

- 4 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

〔5 同左〕

- 6 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。

第七号の二様式別表五(用紙日本産業規格A4)(第三条・第十条の二四三)

〔様式 四〕

第七号の二様式別表五(用紙日本産業規格A4)(第三条・第十条の二四三)

〔様式 四〕

第七号の二様式別表5記載要領

〔1・2 同左〕

- 3 (その1)の記載に当たっては、次によること。

〔(1)・(2) 同左〕

- (3) 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

〔(4) 同左〕

- 4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

〔(1)・(2) 同左〕

- (3) 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

〔(4) 同左〕

第七号の二様式別表六(用紙日本産業規格A4)(第三条・第十条の二四三)

〔様式 四〕

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格△4）（第三条・第十条の二関係）

【様式 整】

第七号の2様式別表6記載要領

【1・2 略】

3 (その1)の記載に当たっては、次によること。

【(1)・(2) 略】

(3) 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

【(1)・(2) 略】

(3) 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

第二十号S川様式(田塚中本建築業様式△4) (様式※SH整※)

【様式 整】

第十号の3様式記載要領

【1 略】

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、道府県民税の法人税割又は事業税の更正の請求をする場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人が分割基準の誤りによる更正の請求をする場合には、主たる事務所又は事業所(外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事にあらかじめ第十号の2様式により修正後の分割基準の明細を届け出たことを証する文書を添付すること。

【4～8 略】

9 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人が事業税の更正の請求をする場合にあっては、それぞれの事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。

【10・11 略】

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格△4）（第三条・第十条の二関係）

【様式 匡一】

第七号の2様式別表6記載要領

【1・2 同左】

3 (その1)の記載に当たっては、次によること。

【(1)・(2) 同左】

(3) 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

【(1)・(2) 同左】

(3) 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

第二十号S川様式(田塚中本建築業様式△4) (様式※SH整※)

【様式 匡一】

第十号の3様式記載要領

【1 同左】

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、各事業年度の法人税額を課税標準とする道府県民税の法人税割又は各事業年度の所得に対する事業税の更正の請求をする場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人が分割基準の誤りによる更正の請求をする場合には、主たる事務所又は事業所(外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する事務所又は事業所)所在地の道府県知事にあらかじめ第十号の2様式により修正後の分割基準の明細を届け出たことを証する文書を添付すること。

【4～8 同左】

9 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人が事業税の更正の請求をする場合にあっては、それぞれの事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。

【10・11 同左】

<p>12 「更正の請求をする理由」請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第53条の2若しくは第72条の33第2項又は令和2年旧法第53条の2若しくは第72条の33第2項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この記載要領において「租税条約等実施特例法」という。）第7条第1項又は令和2年所得税法等改正法第18条の規定による改正前の租税条約等実施特例法第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。</p> <p>[13 略]</p> <p>第十号の四様式（用紙日本産業規格△4）（銀×条の五開送）</p> <p>[様式 略]</p> <p>第十号の四様式記載要領</p> <p>[1 略]</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、<u>市町村民税</u>の法人税割の更正の請求をする場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>[3～6 略]</p> <p>7 「更正の請求をする理由」請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第321条の8の2又は令和2年旧法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この記載要領において「租税条約等実施特例法」という。）第7条第1項又は令和2年所得税法等改正法第18条の規定による改正前の租税条約等実施特例法第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。</p> <p>[8 略]</p> <p>第十二号の二の様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三十八条関係）</p> <p>[様式 別紙十六 挿入]</p> <p>第十二号の十三様式（附則第十八条関係）</p> <p>[様式 別紙十八 挿入]</p> <p>第十一号の十四様式</p> <p>[様式 別紙二十 挿入]</p> <p>第十二号の十五様式（附則第十八条関係）</p> <p>[様式 別紙二十一 挿入]</p>	<p>12 「更正の請求をする理由及び<u>請求</u>をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第53条の2若しくは第72条の33第2項又は令和2年旧法第53条の2若しくは第72条の33第2項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この記載要領において「租税条約等実施特例法」という。）第7条第1項又は令和2年所得税法等改正法第18条の規定による改正前の租税条約等実施特例法第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。</p> <p>[13 同左]</p> <p>第十号の四様式（用紙日本産業規格△4）（銀×条の五開送）</p> <p>[様式 同左]</p> <p>第十号の四様式記載要領</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、<u>各事業年度の法人税額</u>を課税標準とする<u>市町村民税</u>の法人税割の更正の請求をする場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>[3～6 同左]</p> <p>7 「更正の請求をする理由及び<u>請求</u>をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第321条の8の2又は令和2年旧法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この記載要領において「租税条約等実施特例法」という。）第7条第1項又は令和2年所得税法等改正法第18条の規定による改正前の租税条約等実施特例法第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。</p> <p>[8 同左]</p> <p>第十二号の二の様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三十八条関係）</p> <p>[様式 別紙十五 挿入]</p> <p>第十二号の十三様式（附則第十八条関係）</p> <p>[様式 別紙十七 挿入]</p> <p>第十一号の十四様式</p> <p>[様式 別紙十九 挿入]</p> <p>第十二号の十五様式（附則第十八条関係）</p> <p>[様式 別紙二十一 挿入]</p>
---	---

第十二号の十五の二様式(第三十八条関係)

様式 附編二十四 挿入

第十三号様式(田賦日本運業規程(イ)) (第四四条の四関係)

様式 附編

第13号様式記載要領

1 この申請書は、法第72条の25第2項(法第72条の25第6項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)又は第4項(法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)及び第6において同じ。の規定(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。)により確定申告書(法第72条の25第1項、第72条の28第1項又は第72条の29第1項の規定による申告書をいう。以下この記載要領において同じ。)の提出期限の延長を申請する場合に使用すること。

2 この申請書は、法第72条の25第2項又は第4項(これらの規定を法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には事業年度終了の日から45日以内に、法第72条の25第6項又は第7項(これらの規定を法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には確定申告書の提出期限の到来する日の15日前までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事に2通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所(外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に提出すること。

〔3・4 略〕

5 「確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由」の欄は、法第72条の25第2項の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には決算が確定しない理由となつている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等を、同条第4項の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には当該法人との間に通算完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する通算完全支配関係をいう。)がある通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の決算が確定しない理由となつている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができ

第十二号の十五の二様式(第三十八条関係)

様式 附編二十三 挿入

第十三号様式(田賦日本運業規程(イ)) (第四四条の四関係)

様式 附編

第13号様式記載要領

1 この申請書は、法第72条の25第2項(法第72条の25第6項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)若しくは第4項(法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第72条の25第4項(令和2年旧法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。)により確定申告書(法第72条の25第1項、第72条の28第1項又は第72条の29第1項の規定による申告書をいう。以下この記載要領において同じ。)の提出期限の延長を申請する場合に使用すること。

2 この申請書は、法第72条の25第2項若しくは第4項(これらの規定を法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)又は令和2年旧法第72条の25第4項(令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には事業年度終了の日から45日以内に、法第72条の25第6項若しくは第7項(これらの規定を法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)又は令和2年旧法第72条の25第7項(令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には確定申告書の提出期限の到来する日の15日前までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事に2通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所(外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所)所在地の道府県知事に提出すること。

〔3・4 同左〕

5 「確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由」の欄は、法第72条の25第2項(法第72条の25第6項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には決算が確定しない理由となつている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等を、法第72条の25第4項(法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には当該法人との間に通算完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する通算完全支配関係をいう。)がある通算法人(法人税法第2条第12号の

い事情等又は法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額(同法第2条第19号に規定する欠損金額をいう。)及び法人税の額の計算を了することができない理由となつている災害その他やむを得ない理由並びに指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等を記載すること。

6 「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、法第72条の25第4項の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する法人(法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人に限る。)が記載すること。

【削る】

第十三号の二様式(用紙日本産業規格A4)(第三条・第四条の四関係)

7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の決算が確定しない理由となつている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等又は法人税法第2編第1章第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額(同法第2条第19号に規定する欠損金額をいう。)及び法人税の額の計算を了することができない理由となつている災害その他やむを得ない理由並びに指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等を、令和2年旧法第72条の25第4項(令和2年旧法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には当該法人との間に連結完全支配関係(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。))第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。)の決算が確定しない理由となつている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。)(当該法人が連結親法人である場合にあつては、当該法人)が各連結事業年度(令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。)の連結所得(令和2年旧法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)の金額の計算を了することができない理由となつている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等を記載すること。なお、連結親法人及び連結子法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。))がこの申請書を提出する場合には、「決算が確定しない」とあるのは「連結法人の決算が確定しない」と、「損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額」とあるのは「連結親法人が連結所得の金額」と、「並びに」とあるのは「及び」と読み替えて記載すること。

6 「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、法第72条の25第4項(法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)又は令和2年旧法第72条の25第4項(令和2年旧法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する法人(法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人又は連結子法人に限る。)が記載すること。なお、連結子法人がこの申請書を提出する場合には、「通算親法人」とあるのは、「連結親法人」と読み替えて記載すること。

7 連結親法人及び連結子法人がこの申請書を提出する場合には、「法人税に係る申告期限の延長申請書」の欄中「法人税法第75条第1項」とあるのは、「令和2年旧法人税法第81条の2第1項」と読み替えて記載すること。

第十三号の二様式(用紙日本産業規格A4)(第三条・第四号の四関係)

〔案〕 第13号の2様式記載要領

1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。

- (1) 法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合（同法第75条の2第8項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）において準用する同法第75条第5項又は同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下(1)において「提出期限の延長の処分」という。）又は同法第2項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定による同法第75条の2第1項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更がされたものとみなされた場合を含む。以下(1)において「指定等の処分」という。）があつた場合 当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があつた日の属する事業年度終了の日から22日以内（通算親法人（同法第2条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算親法人に対して提出期限の延長の処分又は指定等の処分があつた場合における同法第75条の2第11項第2号の他の通算法人にあつては、当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があつた日から7日以内）
- (2) 法人税法第75条の2第5項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があつた場合（同法第75条の2第11項第2号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があつたものとみなされた場合を含む。） 当該変更の処分があつた日の属する事業年度終了の日から22日以内

〔案〕 第13号の2様式記載要領

1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（(2)及び(3)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第2条第12号の7の規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）を含む。）が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。

- (1) 法人税法第75条の2第1項若しくは令和2年旧法人税法第75条の2第1項（これらの規定を法人税法第144条の8において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合（法人税法第75条の2第8項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）において準用する同法第75条第5項又は同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下(1)において「提出期限の延長の処分」という。）又は法人税法第75条の2第2項若しくは令和2年旧法人税法第75条の2第2項（これらの規定を法人税法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定による法人税法第75条の2第1項各号若しくは令和2年旧法人税法第75条の2第1項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（法人税法第75条の2第8項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合又は同法第75条の2第11項第2号の規定によりこれらの指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更がされたものとみなされた場合を含む。以下(1)において「指定等の処分」という。）があつた場合 当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があつた日の属する事業年度終了の日から22日以内（通算親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算親法人に対して提出期限の延長の処分又は指定等の処分があつた場合における法人税法第75条の2第11項第2号の他の通算法人にあつては、当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があつた日から7日以内）
- (2) 法人税法第75条の2第5項（令和2年旧法人税法第81条の2第2項及び法人税法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書（令和2年旧法人税法第2条第32号に規定する連結確定申告書をいう。以下この記載要領において同じ。）の提出期限の延長の処分についての変更の処分があつた場合（法人税法第75条の2第11項第2号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があつたものとみなされた場合を含む。） 当該変更の処分があつた日の属する

【削る】

【削る】

【2 略】
【削る】

【削る】

2 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中五段書きとなっている箇所については、届出の内容に忠じていずれか該当する□にシ印を付すこと。

4 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事

事業年度又は連結親法人事業年度（令和2年旧法人税法第15条の2に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から22日以内

(3) 令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長された場合（同条第3項において準用する法人税法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）又は令和2年旧法人税法第81条の24第2項において準用する令和2年旧法人税法第75条の2第2項の規定による同条第1項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（令和2年旧法人税法第81条の24第3項において準用する法人税法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下(3)において「指定等の処分」という。）があった場合 当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日から7日以内

(4) 連結親法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）が令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により提出期限の延長の処分を受けている期間内に、令和2年旧法人税法第4条の3第10項又は第11項の規定により令和2年旧法人税法第4条の2の承認があったものとみなされた場合 当該承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度終了の日から22日以内

【2 同左】

2 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中「令和 年 月 日まで」となっている箇所については、1(4)の場合には、令和2年旧法人税法第4条の3第10項又は第11項の規定により令和2年旧法人税法第4条の2の承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度を記載すること。

4 連結親法人及び連結子法人がこの届出書を提出する場合には、「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中「事業年度の所得」とあるのは「連結事業年度の連結所得」と、「確定申告書」とあるのは「連結確定申告書」と読み替えて記載すること。

5 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中五段書きとなっている箇所については、届出の内容に忠じていずれか該当する□にシ印を付すこと。ただし、1(2)又は(3)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり指定に係る月数が変更された」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定に係る月数が変更された」と、1(3)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり延長の処分があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり延長の処分があった」と、「下記のとおり指定があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定があった」と、「指定が取り消された」とあるのは「連結親法人について指定が取り消された」と、1(4)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり延長又は指定があったものとみなされた」とあるのは「下記のとおり延長の処分を受けている法人と連結して法人税を納めることとなった」と読み替えて該当する□にシ印を付すこと。

6 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事

(2) 以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事)に提出すること。

- (1) 定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの(以下この記載要領において「定款等」という。)の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書(法第72条の25第1項、第72条の28第1項又は第72条の29第1項の規定による申告書をいう。)(3)及び(5)において同じ。)の提出期限の延長を申請する場合(2)に掲げる場合を除く。) 当該延長を受けようとする事業年度終了の日まで
- (2) 当該法人(通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)に限る。)若しくは当該法人との間に通算完全支配関係(同条第12号の7の7に規定する通算完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある通算法人の定款等の定めにより、若しくは当該法人若しくは当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないため、又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により同法第2編第1章第1節第11条第1目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額(同法第2条第19号に規定する欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。)及び法人税の額の計算を了することができないため、各事業年度終了の日から2月以内に申告納付することができない常況にあるため、確定申告書(法第72条の25第1項、第72条の28第1項又は第72条の29第1項若しくは第5項の規定による申告書をいう。)(4)及び(6)並びに5において同じ。)の提出期限の延長を申請する場合 当該延長を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

[附則]

- (3) 当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合(4)に掲げる場合を除く

(2) 以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事)に提出すること。

- (1) 定款等の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書(法第72条の25第1項、第72条の28第1項又は第72条の29第1項の規定による申告書をいう。以下この記載要領において同じ。)の提出期限の延長を申請する場合(2)及び(3)に掲げる場合を除く。) 当該延長を受けようとする事業年度終了の日まで
- (2) 当該法人(通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)に限る。)若しくは当該法人との間に通算完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する通算完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある通算法人の定款等の定めにより、若しくは当該法人若しくは当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないため、又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により法人税法第2編第1章第1節第11条第1目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額(同法第2条第19号に規定する欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。)及び法人税の額の計算を了することができないため、各事業年度終了の日から2月以内に申告納付することができない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長を申請する場合 当該延長を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

- (3) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(当該法人が連結親法人である場合には、当該法人。以下この記載要領において同じ。)の定款等の定めにより、若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から2月以内に当該連結親法人の各連結事業年度(令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)の決算についての定時総会が招集されない常況又は当該連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得(令和2年旧法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。以下この記載要領において同じ。)の金額の計算を了することができないため、各事業年度終了の日から2月以内に申告納付することができない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長を申請する場合 当該延長を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

- (4) 当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合(5)及び(6)に掲げる場合

。) 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで

(4) [略]
[削る]

(5) 当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 (6)に掲げる場合を除く。) 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで

(6) [略]
[削る]

(7) (3)又は(5)に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受ける場合 当該指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日まで

(8) (4)又は(6)に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受ける場合 当該指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

5 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の1は、申請の内容に応じていずれか該当する□にシ印を付すこと。この場合において、指定を受けたいときは、延長期間の月数を「() 月間」内に、指定の取消しを受け、確定申告書の提出期限の延長期間を1月間(通算法人にあつては、2月間)としたいときは、指定の取消しを受ける前の延長期間を「取消し前() 月間」内に、指定に係る月数の変更を受けたいときは、変更する前の延長期間を「変更前() 月間」内に、変更しようとする延長期間を「変更後() 月間」内に記入すること。なお、法第72条の25第3項第1号又は第5項第1号に掲げる場合には、() 内は「2」から「4」まで(通算法人にあつては、「3」又は「4」)の数字を記載すること。

を除く。) 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで

(5) [同左]

(6) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該連結親法人の定款等の定めにより、各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

(7) 当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 (8)及び(9)に掲げる場合を除く。) 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで

(9) [同左]

(9) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から4月以内に当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該連結法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

(10) (4)又は(7)に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受ける場合 当該指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日まで

(11) (5)、(6)、(8)又は(9)に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受ける場合 当該指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

7 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の1は、申請の内容に応じていずれか該当する□にシ印を付すこと。この場合において、指定を受けたいときは、延長期間の月数を「() 月間」内に、指定の取消しを受け、確定申告書の提出期限の延長期間を1月間(通算法人及び連結申告法人(令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。))にあつては、2月間)としたいときは、指定の取消しを受ける前の延長期間を「取消し前() 月間」内に、指定に係る月数の変更を受けたいときは、変更する前の延長期間を「変更前() 月間」内に、変更しようとする延長期間を「変更後() 月間」内に記入すること。なお、法第72条の25第3項第1号若しくは第5項第1号又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第72条の25第5項第1号に掲げる場合には、() 内は「2」から「4」まで(通算法人及び連結申告法人にあつては、「3」又は「4」)の数字を記載すること。なお、連結親法人及び連結子法人がこの申請書を提出する場合には、「通算法人」とあるの

6 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の2は、4(1)から(8)までに掲げる事由が生じたこととなった理由を簡明に記載すること。

7 [略]

8 [略]

9 「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。

(1) 1の場合 当該処分を受けたものとみなされた通算子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）

[別記]

(2) 4の場合 法第72条の25第5項の規定による申告書の提出期限の延長又は同項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更を申請する法人（通算子法人に限る。）

第二十回改正（田中日本選挙区選出）（第三三三・第三四三の四選出）

[別記 第三]

第14号様式記載要領

1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人が記載し、それぞれ次に定める日までで、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。

(1) 法人税法第75条の2第5項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があつた場合

は、「連結申告法人」と読み替えて記載すること。

8 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の2は、6(1)から(11)までに掲げる事由が生じたこととなった理由を簡明に記載すること。なお、連結親法人及び連結子法人がこの申請書を提出する場合には、「通算法人」とあるのは「連結申告法人」とし、「当該各事業年度（他の通算法人の各事業年度を含む。）」とあるのは「連結親法人の各事業年度」と、「通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額」とあるのは「連結親法人が各連結事業年度の連結所得の金額」と読み替えて記載すること。

9 [同左]

10 [同左]

11 「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。なお、連結子法人がこの届出書又は申請書を提出する場合には、「通算親法人」とあるのは、「連結親法人」と読み替えて記載すること。

(1) 1(1)、(2)及び(3)の場合 当該処分を受けたものとみなされた通算子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人

(2) 1(4)の場合 当該処分を受けた法人

(3) 6の場合 法第72条の25第5項若しくは令和2年旧法第72条の25第5項の規定により申告書の提出期限の延長又は法第72条の25第5項各号若しくは令和2年旧法第72条の25第5項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更を申請する法人（通算子法人又は連結子法人に限る。）

第二十回改正（田中日本選挙区選出）（第三三三・第三四三の四選出）

[別記 第三]

第14号様式記載要領

1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（(1)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第2条第12号の7の規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び(2)の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が記載し、それぞれ次に定める日までで、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。

(1) 法人税法第75条の2第5項（令和2年旧法人税法第81条の24第2項及び法人税法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告

(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があったものとみなされた場合を含む。) 当該取消しの処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内

- (2) 法人税法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により同法第75条の2第7項の届出書を提出した場合(同条第11項第4号の規定により同条第7項の届出書を提出したものとみなされた場合を含む。) 当該届出書を提出した日の属する事業年度終了の日から22日以内

〔(3) 略〕

〔2 略〕

〔削る〕

- 3 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中 【その延長の処分がその適用を受けるその延長の処分】

取り消されたこと²をやめたこと³となっている箇所については、届出の内容に応じて不要文字を抹消すること⁴が失効した⁵。

- 4 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄は、法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)又は第5項(法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。)の規定(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。)により確定申告書(法第72条の25第1項、第72条の28第1項又は第72条の29第1項若しくは第5項の規定による申告書をいう。)の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所(外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事)に提出すること。

書(令和2年旧法人税法第2条第32号に規定する連結確定申告書をいう。以下この記載要領において同じ。)の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があった場合(法人税法第75条の2第11項第2号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があったものとみなされた場合を含む。) 当該取消しの処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度(令和2年旧法人税法第15条の2に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)終了の日から22日以内

- (2) 法人税法第75条の2第7項(令和2年旧法人税法第81条の24第2項及び法人税法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により同法第75条の2第7項の届出書を提出した場合(同条第11項第4号の規定により同条第7項の届出書を提出したものとみなされた場合を含む。) 当該届出書を提出した日の属する事業年度終了の日から22日以内

〔(3) 同左〕

〔2 同左〕

- 3 連結親法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。)及び連結子法人がこの届出書を提出する場合には、「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中「事業年度の所得」とあるのは「連結事業年度の連結所得」と、「確定申告書」とあるのは「連結確定申告書」と読み替えて記載すること。

- 4 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中 【その延長の処分がその適用を受けるその延長の処分】

取り消されたこと²をやめたこと³となっている箇所については、届出の内容によつて不要文字を抹消すること⁴が失効した⁵。ただし、1(1)の場合においては連結子法人が記載するときは、「その延長の処分が取り消された」と、1(2)の場合においては連結子法人が記載するときは、「その適用を受けることをやめた」とあるのは「連結親法人がその適用を受けることをやめた」と読み替えて不要文字を抹消すること。

- 5 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄は、法第72条の25第3項若しくは第5項(これらの規定を法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第72条の25第5項(令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。)の規定(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。)により確定申告書(法第72条の25第1項、第72条の28第1項又は第72条の29第1項の規定による申告書をいう。)の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所(外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責

<p>5 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄中「<u>法第72条の25第3項</u>」となっている箇所については、届出の内容に応じて不要文字を抹消すること。</p> <p>6 「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。</p>	<p>(1) 1(1)の場合 当該処分を受けたものとみなされた通算子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）</p> <p>(2) 1(2)の場合 当該届出書を提出したものとみなされた<u>通算子法人</u></p> <p>〔(3) 略〕</p> <p>(4) 4の場合 <u>法第72条の25第5項の規定の適用を受けることをやめようとする法人（通算子法人に限る。）</u></p> <p>第十六号の四十三様式（用紙日本産業規格A4）（第九条の五及び第九条の十七関係） <u>〔様式別表二十八 挿入〕</u> 第二十号様式別表一（挿入用）（田葉日本通業規格A4・A5・A6）（第十条関係） 〔様式 略〕 第二十号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピュ色）（第十条関係） 〔様式 略〕</p> <p>第20号様式別表1記載要領</p> <p>1 この計算書は、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第321条の8第3項（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第13条第4項又は第5項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。））、第8項、第13項、第19項又は第26項（令和2年改正法附則第13条第6項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。））の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。</p> <p>〔2～4 略〕</p> <p>5 「通算対象欠損金額④」の欄は、当該事業年度において生じた通算対象欠損金額（法第321条の8第11項に規定する通算対象欠損金額をいう。）がある場合に、<u>法人税の明細書（別表7の2）</u>の「通算対象欠損金額(5)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>〔6～8 略〕</p> <p>9 「法人税法の規定によって計算した法人税額⑨」の欄は、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載され</p>
--	--

<p>任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。</p> <p>6 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄中「<u>法第72条の25第3項</u>」となっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。</p> <p>7 「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。なお、<u>連結子法人</u>がこの届出書を提出する場合には、「<u>通算親法人</u>」とあるのは、「<u>連結親法人</u>」と読み替えて記載すること。</p>	<p>(1) 1(1)の場合 当該処分を受けたものとみなされた通算子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある<u>連結子法人</u></p> <p>(2) 1(2)の場合 当該届出書を提出したものとみなされた<u>通算子法人</u>又は当該届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある<u>連結子法人</u></p> <p>〔(3) 同左〕</p> <p>(4) 5の場合 <u>法第72条の25第5項又は令和2年旧法第72条の25第5項の規定の適用を受けることをやめようとする法人（通算子法人又は連結子法人に限る。）</u></p> <p>第十六号の四十三様式（用紙日本産業規格A4）（第九条の五及び第九条の十七関係） <u>〔様式別表二十七 挿入〕</u> 第二十号様式別表一（挿入用）（田葉日本通業規格A4・A5・A6）（第十条関係） 〔様式 同左〕 第二十号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格A4・A5・A6）（第十条関係） 〔様式 同左〕</p> <p>第20号様式別表1記載要領</p> <p>1 この計算書は、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第321条の8第3項（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第13条第4項又は第5項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。））、第8項、第13項、第19項又は第26項（令和2年改正法附則第13条第6項において準用する場合を含む。））の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。</p> <p>〔2～4 同左〕</p> <p>5 「通算対象欠損金額④」の欄は、当該事業年度において生じた通算対象欠損金額（法第321条の8第11項に規定する通算対象欠損金額をいう。）がある場合に、<u>法人税の明細書（別表7の3）</u>の「通算対象欠損金額(5)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>〔6～8 同左〕</p> <p>9 「法人税法の規定によって計算した法人税額⑨」の欄は、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載され</p>
---	--

支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

第二十号様式別表11(三)(田塚日本産業規格△4)(第十条関連)

【様式 監】

第二十号様式別表2の3記載要領

【1 略】

2 「通算対象所得金額①」の欄は、通算対象所得金額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書(別表7の2)の「通算対象所得金額(11)」の欄の金額を記載すること。

【3～5 略】

第二十号(三)【様式(田塚日本産業規格△4)(第十条関連)

【様式 監】

第二十号の3の2様式記載要領

【1～4 略】

5 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6))の(3)又は法人税法施行規則の一部を改正する省令(令和5年財務省令第34号)による改正前の法人税の明細書(別表17(3の6))の(11)の各欄の金額を記載すること。

【6～8 略】

第二十号(田塚日本産業規格△4)(第十条関連)

【様式 監】

第二十号の4様式記載要領

【1～3 略】

4 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第7項本文又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。)第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税の控除限度額(法人税の明細書(別表6(2))の(17)、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(13)又は法人税の明細書(別表6の2)の(11))に法第314条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

【5～8 略】

第二十号(田塚日本産業規格△4)(第十条関連)

【様式 監】

第二十号の4様式別表3記載要領

【1～3 略】

4 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等

支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

第二十号様式別表11(三)(田塚日本産業規格△4)(第十条関連)

【様式 監+】

第二十号様式別表2の3記載要領

【1 同左】

2 「通算対象所得金額①」の欄は、通算対象所得金額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書(別表7の3)の「通算対象所得金額(11)」の欄の金額を記載すること。

【3～5 同左】

第二十号(三)【様式(田塚日本産業規格△4)(第十条関連)

【様式 監+】

第二十号の3の2様式記載要領

【1～4 同左】

5 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6))の(3)又は(11)の欄の金額を記載すること。

【6～8 同左】

第二十号(田塚日本産業規格△4)(第十条関連)

【様式 監+】

第二十号の4様式記載要領

【1～3 同左】

4 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第7項本文又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。)第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税の控除限度額(法人税の明細書(別表6(2))の(18)、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(13)又は法人税の明細書(別表6の3)の(11))に法第314条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

【5～8 同左】

第二十号(田塚日本産業規格△4)(第十条関連)

【様式 監+】

第二十号の4様式別表3記載要領

【1～3 同左】

4 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等

の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(2)(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

[5・6 略]

7 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2)(2))の「当期の控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額又は法人税法施行規則の一部を改正する省令(令和5年財務省令第34号)による改正前の法人税の明細書(別表6(2)(2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。

[8 略]

第二十号の四様式別表四(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

【様式 四】

第20号の4様式別表4記載要領

[1～3 略]

4 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(2)(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

[5 略]

6 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2)(2))の「当期の控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額又は法人税法施行規則の一部を改正する省令(令和5年財務省令第34号)による改正前の法人税の明細書(別表6(2)(2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。

第二十号の四様式別表五(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

【様式 五】

第20号の4様式別表5記載要領

[1～4 略]

5 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(2)(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(2)(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6(3))の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

[5・6 同左]

7 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2)(2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。

[8 同左]

第二十号の四様式別表四(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

【様式 四-1】

第20号の4様式別表4記載要領

[1～3 同左]

4 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(2)(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6(3))の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

[5 同左]

6 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2)(2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。

第二十号の四様式別表五(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

【様式 四-1】

第20号の4様式別表5記載要領

[1～4 同左]

5 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(2)(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6(3))の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

<p>[6 略]</p> <p>第二十号の四様式別表六（用紙日本産業規格 A 4）（第十条関係）</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>第20号の4様式別表6記載要領</p> <p>[1～4 略]</p>	<p>[6 同左]</p> <p>第二十号の四様式別表六（用紙日本産業規格 A 4）（第十条関係）</p> <p>〔様式 同上〕</p> <p>第20号の4様式別表6記載要領</p> <p>[1～4 同左]</p>
<p>5 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>第二十二号の四の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三十八条関係）</p> <p>〔様式 別紙三十 挿入〕</p> <p>第三十三号の四様式（用紙日本産業規格 A 4）（第十五条の十二関係）</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>〔第33号の4様式記載要領 別紙三十三 挿入〕</p>	<p>5 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>第二十二号の四の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三十八条関係）</p> <p>〔様式 別紙二十九 挿入〕</p> <p>第三十三号の四様式（用紙日本産業規格 A 4）（第十五条の十二関係）</p> <p>〔様式 同上〕</p> <p>〔第33号の4様式記載要領 別紙三十三 挿入〕</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の「」の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の二、第二十四条の三十の五及び第三十八条の改正規定並びに第五号の四様式、同様式別表、第五号の十五様式、第五号の十五の二様式、第十二号の十三様式、第十二号の十四様式、第十二号の十五様式、第十二号の十五の二様式、第十六号の四十三様式及び第三十三号の四様式記載要領の改正規定並びに次条の規定は、令和六年一月一日から施行する。

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の二第七項第二号ハ及び第八項第二号ハの規定は、令和七年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方税法（以下「法」という。）第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項に規定する申告書を提出する場合（法第四十五条の三第一項及び第三百十七条の三第一項の規定により提出されたものとみなされる場合を含む。以下この項において同じ。）について適用し、令和六年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項に規定する申告書を提出した場合には、なお従前の例による。

2 新規則第五号の四様式及び同様式別表は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町

村民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

3 新規則第五号の十五様式及び第五号の十五の二様式は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税及び森林環境税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

4 新規則第十二号の十三様式から第十二号の十五の二様式までの様式は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に法附則第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えられた法第七十一条の三十一第二項の規定により添付する同項に規定する納入申告書について適用し、同日前に法附則第三十三条の二の二第二項又は第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えられた法第七十一条の三十一第二項の規定により添付した同項に規定する納入申告書及び同日前に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十四の二第六項に規定する契約不履行等事由が生じた場合に同日以後に法附則第三十三条の二の二第二項の規定により読み替えられた法第七十一条の三十一第二項の規定により添付する同項に規定する納入申告書については、なお従前の例による。

5 法附則第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えられた法第七十一条の三十一第二項の規定によりこの省令による改正前の地方税法施行規則第十二号の十三様式から第十二号の十五の二様式までの様式による同項に規定する納入申告書を提出した場合には、当分の間、新規則第十二号の

十三様式から第十二号の十五の二様式までの様式による同項に規定する納入申告書を提出したものとみなす。